

令和元年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

欠席議員

議 員	9番	船 橋 義 明
-----	----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者兼 会計課長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
税 務 課 長	田 島 直 樹
企 画 課 長	山 内 明
住 民 課 長	赤 塚 暢 子
水 道 課 長	天 野 富 三
教育文化課長	田 島 茂 樹
学校給食センター所長	松 本 好 春

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第3号）

令和元年6月5日（水曜日） 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 第26号議案 | 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第2 | 第27号議案 | 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について |
| 日程第3 | 第28号議案 | 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につい
て |
| 日程第4 | 第29号議案 | 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承
認について |

- 日程第5 第30号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第6 第31号議案 笠松町学校給食費に関する条例について
- 日程第7 第32号議案 笠松町特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例について
- 日程第8 第33号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第34号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第35号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第36号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第37号議案 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第38号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第39号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 第40号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 第41号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 第42号議案 令和元年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 第43号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第26号議案から日程第18 第43号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第26号議案から日程第18、第43号議案までの18議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第26号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料の1ページからお願いをいたします。

まず、ふるさと納税について、寄附金の3割程度の返納だということなのですが、現在、笠松町はどのようになっているのか、またふるさと納税で制限された市や町は幾つあるのか、教えてください。

それから、9ページになるかと思いますが、第3条による改正、個人町民税関係で第24条1項、個人の町民税で、障害者、未成年者、寡婦、同じく寡夫または単身児童扶養者については135万円以下は非課税になったということで、いわゆる既婚でないひとり親についても非課税に加えられたという点では、ひとつ充実することができたなというふうには思います。しかし、既婚した方については基礎控除33万円があるけれど、既婚していないひとり親については寡婦控除33万円というのがまだで、要望を私たちとしては同じようにやってほしいという形をとってきているんですが、これについてはどのようになっているのかお尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私のほうからは、議案資料1ページのふるさと納税の関係でお答えさせていただきます。

まずその1つ目、3割程度ということでの笠松町はどのようになっているかという御質問でございますが、ふるさと納税に関しましては、平成29年4月、平成30年4月と総務省の通知が

ございました。その中で、ふるさと納税の返礼品については寄附額の3割以下にすること、あと地場産品にすること等々の通知がありまして、笠松町としましてはそのルールにのっとりまして、守って返礼品を送っている状況でございます。

あと、制限された市町は幾つあるのかということでございますが、状況を御説明申し上げますと、全国の自治体が1,788自治体でございます。それは都道府県、市区町村含めてでございます。そのうち、今回申請をされた自治体が1,787団体、東京都だけが申請をされなかったという状況でございます。そのうちの1,740団体ということで、46都道府県の1,694市区町村が6月1日から来年9月30日までの1年4カ月間の指定を受けております。その中に笠松町も含まれている状況でございます。

そして、ことしの6月1日から9月30日までの4カ月間の指定を受けたというのが、全国で43市町村、岐阜県で2市2町が該当になっております。この1年4カ月間の対象外ということで、不指定になっているところが4市町という状況でございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私からは、9ページの関係で単身児童扶養者の非課税措置についてお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、制度改正におきまして、子供の貧困に対応するためということで、従来の障害者、未成年、寡婦、寡夫に加えまして、新たに単身児童扶養者が非課税の範囲に加えられたという改正でございます。

議員さん御質問の所得控除に係る部分の税制上の適用のお話かと思っておりますが、こちらのほうについては今回措置はされておられませんけれども、今後、税制改正の中では検討がされていくというような旨、聞き及んでいるところでございます。以上でございます。

今、所得控除と申しましたが、それは先ほどおっしゃった33万円という金額で税金を計算する上で所得控除される金額の適用ということで、今お答えをさせていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 要望というのは、いろいろなところから届けていけない限りは実現がされない。やっぱり、結婚しなくても産み育てていらっしゃる方にすれば大事なことであると思うので、一人の人間として認めていく、また生活の基本になる控除の問題ですので、ぜひ声を上げていく機会があれば声を上げていただきたいと思いますと思うんですけど、そんな機会はあるでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

現状、町、行政からの要望といたしましては、町村会等を通じて要望とかをしていく手だてがあるわけでございます。今回の住民の皆様にご直接かかわってくる問題は、どういう形の要望手法があるのかということも調査、検討しながら、今後できる対応をしてみたい、このように今考えているところでございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 第26号議案について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

この条例改正は平成31年3月29日に専決されたものですが、住宅ローン減税の控除、期間が延長になったことに伴って、所得税額から控除し切れない額を個人住民税額から控除する措置についても3年延長するものです。しかし、賃貸住宅に居住する者については、消費税がそのまま負担増となることは免れません。国民に不公平な持ち込みをするものですし、そのほか、消費税増税対策としての車体課税の大幅改正や、住宅ローン減税の延長などの措置、ひとり親世帯への個人住民税の非課税措置の運用などありますが、消費税増税のための改正が主なものとなっておりますので、第26号議案に反対をいたします。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第26号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第27号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第28号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第29号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第30号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり同意されました。

第31号議案 笠松町学校給食費に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○5番（田島清美君） 教員負担の働き方改革によって、文科省のほうから公会計にということで、学校給食費を集めるのは以前は学校がやっていたんですけど、役所がやるというふうに聞いたんです。今、口座振替で給食費は引き落とされると聞いているんですけど、今民間では電子マネーとかそういうのの支払いができるようになってきているんです。忙しい方なんかは銀行に行く暇もないということで、今後、そういったことも考えられてみえるのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

学校給食費の納付の支払い方法につきましては、今のところ、以前と同じように原則、口座振替でお願いするようにしたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 申しわけありませんが、まず、現在の小学校の給食費、中学校の給食費はお幾らなのか、お尋ねします。

そして、学校給食費として、これは第2条の(3)なのですが、学校給食費、学校給食に要する経費のうち、法第11条第2項に規定する経費をいうというのですが、この内容についてお尋ねします。

それから、働き方改革ということで先生への負担が軽くなるということですが、これまでの負担がどれくらいあったのか。一番負担になるという問題でいえば、やっぱり滞納問題のこと

が大きく影響するのではないかと考えています。その滞納について、延滞問題だとか減免だとかありますけれども、現在どれくらい滞納の方があって、今後についてはどう対応されるのか。また公会計になって変わってくるわけですが、そのことに対する父兄への御案内やお知らせなどはどのようにされるのか、お願いしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 教員の負担ということだけお答えをさせていただきたいと思います。

現在、親さんのそれぞれの取引銀行から一括して引き落とされるようになっておりまして、その銀行から、それぞれの学校に引き落としできた人の名前と、引き落としができない人の名前の連絡がやっています。学校のほうでは、引き落としができない御家庭に支払いのお願いをするという作業と、引き落とされた金額を給食費や子供の人数に合わせて、給食センターの給食会計に振り込むという作業と、それから支払いのお願いの後、それでも未納の方について納付をお願いするという作業で、主に学校の事務職員の仕事になっていますが、教員の負担ということになっております。

ただ、事務職員以外の教員は、自分の学級担任の子供の責任を持っていますので、未納の方に対する督促とかそういったものは、学級担任が主に給食主任であったり教頭と一緒にやっているのが現状でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

まず、条例第2条の第3号、学校給食費の内容でございますが、ここに書いてありますように、学校給食法第11条で定める学校給食費に係る費用負担の原則によりまして、食材費以外の費用、学校給食の実施に必要な調理施設及び設備の維持管理経費等、人件費などは町が負担し、給食に用いる食材費を学校給食費というということでございます。

続きまして、給食費の未納状況についてでございますが、今、把握している過去5年の状況をお答えさせていただきます。

平成31年4月30日現在の状況でお答えをさせていただきます。平成26年度が10件で25万8,212円、平成27年度が3件で4万5,981円、平成28年度が1件で6,360円、平成29年度がゼロ件でございました。平成30年度が17件で8万5,900円という状況でございます。

保護者の方への通知の方法についてでございますが、これは、説明リーフレットを作成しまして、9月以降に順次周知をしていきたいと思っております。また、新1年生の方につきましては、入学時前の健康診断する検査がありますので、そういったときに場を設けまして、そちらで配付させていただいて周知をしていきたいと考えております。

滞納があった場合、どのように町として対応していくかということでございますが、納付期限後20日以内には督促状をまず送付いたします。督促状送付後は、状況を見て定期的に文書に

において催告をいたします。それで、納付の申し出等、延納分の相談がありましたら随時対応してまいりますし、それでも納付がされない場合は、必要に応じて法的措置ということも検討していこうと考えております。

給食費の額でございますが、小学校につきましては1食単価262円の月額4,600円、中学校につきましては1食単価298円の月額5,300円でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 滞納の状況などを見ていますと、年によって違うこともあるので何とも言い切れませんが、やはりこのお仕事を今度は町の給食の関係で執行されていくことになると思いますけれど、この陣容については、給食センターの方たちで基本的にこの事業をやっていくことになるんですか。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

学校給食費を公会計化にした場合の対応は、学校給食センターのほうで事務をとる予定でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例の適用は令和2年4月1日からということですので、今年度の中で準備をされていくことだと思いますけれど、この給食費のみとはいかないかもしれませんが、今のままの陣容でいかれるものなのか、それとも陣容について考えていらっしゃるのか、ある意味で専門の方も必要のような気もするんですが、どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 給食費の滞納の集金の体制ですが、当面はこのまま現状で進めたいと思っています。ただ、こういう方というのは、大体、役場のいろんな料金に対して納めてみえない方が多いもので、全体的に情報共有して体制を整えたいと思っています。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 長いことお願いしておった件がやっと実現するわけですがけれども、結局、学校給食センターが徴収を含めて事務の全てを行うということによかったのでしょうか。例えば、未払い、滞納の場合は、副町長が言われたように可能性があれば情報を共有して、そういう場合は、税務課が行くことも一緒にやるということも考えられるのでしょうか。

それと、滞納されている方のお子さんの状況であったり、家庭の状況であったりというのは、既に町税を滞納しているとかいう状況ならわかるかもしれませんが、そうでない場合、

例えば学校を通じて家庭やお子さんの状況を確認するという作業があるのかなのか。そういう事例になった場合は、そういう状況はどういうふうに確認していくのか。

次に、今まで私費会計であったため、以前、極端にカロリーが下がっておなかがすいたという問題が起きたことがあります。そういったときに、食材費の支払いが減っていると思うんですが、今後そういうことがないようにしたいということで公会計をずっとお願いしてきたんです。公会計化にすると例月現金出納検査のところ、少ないんじゃないのというようなことがひっかかるのかどうかということを確認したいと思います。

それと、今まで新年度になったときの月初めに払うお金が足りないということで、前年度のお金を幾らか繰り越して現金を残していたという話を給食委員会のときに聞きました。確認したところ、足りないことがあったということで、そういうことが常態化していたので、卒業生のものが現金として幾らか残っていたとしても不公平ではないという考え方を示していただきました。今回、公会計化にすることによって、今までやっていたことを同じように繰り越してやるのか。例えば年度初めに払う現金は一般会計から借り受けをして、最終的に精算という形にするのか、どういう形にされるのか。食材費を払うための現金をどういうふうに年度初めに回していくのかというのは、どのように考えておられるのかということについて質問いたします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

滞納された場合の情報などにつきましては、税務課等と情報を共有しながら対応していきたいと思っております。家庭の状況等につきましては、今後、町と教育委員会、学校等の役割分担なんかも詰めていかなければいけないと思っており、そういったときには学校とも役割分担を決めながら、対応していきたいと思っております。

今後、公会計になりまして一般会計に計上され、例月現金出納検査で検査していただく対象にはなりますので、そちらでチェックはかかるということになります。

繰越金のことにつきましては、一般会計の歳出で当初予算から計上できますので、そういった繰り越しがなくても食材の費用は支出できますし、今後、給食の安定化が図られると考えております。町が食材費の予算計上しますと、食に関する指導計画や年間献立計画に沿った給食が実施できますので、そういったところで児童・生徒には健やかな成長が図られると思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

給食センターが全部徴収をするということでいいわけですね。これから、学校側とどうする

かというのは決めていくという話だったと思います。

繰越金の話ですけれども、一般会計で対応できるようになるということで、理解をしました。でも、どこかで切るわけですよ。そうすると、今までは卒業生の分も次の年に使っているのに、ずうっと何年もやってきたので卒業生の分は不公平にならないんだという説明の中で、途中で切るときはどういうふうに一般の方に説明されるんですか。保護者に対して、ことしの卒業生の分は全部返還金として返ってきますよという話の中で、ことしの子だけは特別なんですよという説明でいいのでしょうか。

私費会計でやっているということで、給食の予算も決算も監査も全部、給食委員会で行っていただきましたので、今度からはしっかりできるというふうになると思います。けれども、食材費が変化することについては、例月現金出納検査でしっかりと間違いなく決められたカロリーがつけられているかどうかというところは、調べるのはそこしかないと思いますので、お願いします。子供たちが腹が減ってかなわんというようなことが現実になりました。新型インフルエンザが春先からはやって、春、夏、秋とずうっと学級閉鎖、学校閉鎖、学年閉鎖というのが続き、給食を出してないので返還金が足りなくなってしまうということがあったんですね。当然、予期せぬ突然の停止ということが、今後どんな病気がはやるかわかりません。また、新型インフルエンザがはやるかもしれません。そういったときというのは、ある程度、一般会計で穴埋めをするという形になるのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） それでは、11時まで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

インフルエンザ等の突発的な事件が起きた場合でございますが、前回、料金改定を行ったときから返還金のほうは発生しておりません。私会計から公会計に切りかわるときでございますが、今年度につきましては、ここ近年、未納額も少なくなってきておりますので、突発的に未納額が多過ぎて、後から入ってきて使い切れなかったことがあるかと思っておりますけれども、今の状況であれば、使い切って繰越金が発生しないようにしたいと考えております。

食材等が高騰して給食の質が落ちることにつきましては、献立委員会等でメニュー等を検討しながら質を落とさないように学校給食を進めていきたいと考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

要は、子供たちがひもじい思いをせずに健康的な食事がとれるように行っていたきながら、先生方の働き方改革による負担軽減によって、子供たちに目がより行き届くようになっていただければいいだけのことであります。今の話ですと、公会計にする必要性が十分果たせられると思いますので、あとは滞納が出ないように一生懸命努力していただき、おいしい給食を提供していただきたいとお願いをして終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

第32号議案 笠松町特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

第33号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番(長野恒美君) 今回、選挙管理委員会の方について載っているんですが、そのほかには関係ないのかということと、この引き上げの理由についてお尋ねします。

○議長(伏屋隆男君) 村井総務部長。

○総務部長(村井隆文君) お答えをさせていただきます。

今回、第25回の参議院議員通常選挙の関係経費について通知がなされましたので、この部分について改正をさせていただく形になってございます。改正の理由につきましては、提案説明のときにも副町長から説明申し上げましたように、近年の地方公共団体における選挙の執行状況等を踏まえ経費の見直しが行われたということで、これに伴いまして改正をさせていただくものでございます。以上です。

○議長(伏屋隆男君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

第34号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

第35号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を

許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第36号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

第37号議案 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 全然わからないから質問するんですが、水道事業布設工事監督者の配置基準とか資格基準、そして水道技術管理者の資格基準ということなんですが、現在はどのようになっている、どう変わるのか、もう一度、説明をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準についての御質問でございますが、今回の改正につきましては、布設工事監督者の資格につきましては、学校教育法による短期大学または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課

程を卒業した者、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験者を有する者に追加をいたしまして、専門職大学前期課程修了者の部分が追加されるということになります。この専門職大学の前期課程の修了者というのは、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的にするということになっておりまして、技術者の文が一部追加されるということになります。

水道技術管理者の資格につきましては、こちらについても、大学、工学、理学、医学、もしくは薬学に関する学科、もしくはこれらに相当する学科を修めて卒業した者ということにもなります。これにさらに、今言った専門職大学の前期課程の方の文が追加されるということになります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 水道の事業って、豪雨だとか地震だとかいろんなところから考えても非常に大事な資格を持った方たちで工事をやっていただく、しっかりした設計だとか施工だとか必要だと思うんですが、今の説明の中で、結局、これまでよりも充実されているのか、笠松町で水道工事などの事業をやる場合にどのように影響するのか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 工事の資格者の文が拡大されたということで、専門課程の知識を持った方が工事者になるということですので、特に影響があるとは思いません。むしろ、資格者の方がいれば工事ができるということで、ふえるといえますか、資格の方の範囲が拡大されているので、特に影響はないとは考えております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

第38号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどの水道のほうでも消費税相当額と出てきていたと思いますが、これまで消費税の増税分、100分の108と乗じていたものを、今後、言ってみれば、10%からは消費税相当額で条例改正もなく済まされていくという中身ではないかと思えます。消費税以外の引き上げなどについては議会に問われると思えますけれども、国の指示でこのようにされたという説明は受けましたけれども、これでどうしてもやっていかなきゃならんものなのでしょうか。その都度、問うこととは違うんでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 消費税につきましては、水道事業会計として消費税を納めなくてはなりませんので、消費税に相当する額を料金に加えてお納めいただくというふうに考えておりますので、今回のこういった消費税相当という形で表現をさせていただいているものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 水道会計、下水道会計も今までだって同じような形で消費税については納めていたと思いますが、非常に国民にわからないようにいくような形がとられるのかなど私は思いましたが、そういうものではなくて、要するに企業会計としてちゃんと納めていくという中身だと考えるわけですね。わかりました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前11時20分

